

令和2年度第2回市川市介護保険地域運営委員会

意見聴取期間：令和3年1月15日～1月22日

会 議 次 第

1 開会

2 議題

議題（1）地域密着型サービスの運営等基準条例及び地域密着型介護予防サービスの運営等基準条例の改正について（諮問）

議題（2）介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について（報告）

議題（3）地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）

3 閉会

《配布資料》

- ・ 議題1 説明概要
- ・ 資料1 地域密着型サービスの運営等基準条例及び地域密着型介護予防サービスの運営等基準条例の改正について
- ・ 資料2 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について
- ・ 資料3 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

第2回市川市介護保険地域運営委員会	議題(1)
令和3年1月15日(金)	説明概要

議題(1)「地域密着型サービスの運営等基準条例及び地域密着型介護予防サービスの運営等基準条例の改正について(諮問)」に係る資料について、以下のとおり補足説明致します。

- 諮問させて頂く内容の説明の前に、介護保険制度の中で関連する事項について説明致します。資料1ページ目、「第1 改正の趣旨」をご確認下さい。

介護保険サービスには、介護職員が居宅を訪問して身体介護や生活介護を受ける訪問介護や、事業所に通い機能訓練を受ける通所介護、施設に入所して様々な介護を受ける入所系サービスなど、多数のサービスがあります。各サービスについて、介護保険サービスとして提供する場合には、都道府県または市町村による指定、開設許可を受ける必要があります。市町村に指定の権限があるサービスは、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、介護予防支援、総合事業の5つとなります。

5つのサービスについて、簡単にですが説明致します。地域密着型サービスとは、要介護者向けのサービスで、小規模の通所介護や、認知症の方を対象とした通いサービスである認知症対応型通所介護、通いサービスと訪問サービス、宿泊サービスを1つの事業所で受けることができる小規模多機能型居宅介護、認知症の方を対象に小集団での生活を支援する認知症対応型共同生活介護等、9つのサービスがあります。地域密着型介護予防サービスとは、要支援者向けのサービスで、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の3つのサービスがあります。居宅介護支援とは、要介護者が可能な限り在宅で生活できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅サービス計画(ケアプラン)と呼ばれる、利用者の希望や心身の状態に応じて、通所介護などの介護保険サービスや医療保健サービスなどを調整した計画を作成します。介護予防支援とは、要支援者の介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成しサービスの調整等をするものです。最後に総合事業ですが、要支援者や事業対象者に対し、訪問サービスや通所サービス等を提供するものです。

都道府県または市町村の指定、開設許可を受けて介護保険サービスを提供する事業者は、各サービスを提供していく上で遵守しなければならない基準があります。この基準は、介護保険法上、都道府県または市町村が条例で定めることとされています。市町村条例で定めるものは、指定等の許認可の権限と同様で、予防を含めた地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援となります。当該条例は、介護保険法で「厚生労働省で定める基準」をもとに定めることとなっています。厚生労働省で定める基準には、当該基準と異なる内容を定めることは許されない箇所(従うべき基準)と、地域の実情等に応じて、当該基準とは異なる内容を定めることが

許容される箇所（標準、参酌すべき基準）があります。厚生労働省で定める基準は大きく分けて3つで構成されており、各サービスを提供する上で必要な職種やその数について規定している人員基準と、機能訓練室の設置や消防設備等の設置を規定した設備に関する基準、正当な理由なくサービス提供を拒否することを禁じた規定や、個人情報の保護等、事業を運営していく上で必要な事項を規定した運営基準となります。

来年度に国で介護報酬の改定が予定されており、それに伴い、厚生労働省で定める基準についても改正が予定されています。そのため、厚生労働省で定める基準をもとに市川市で定めている介護サービス事業者の基準条例4つについても改正が必要となります。この4つの内、地域密着型サービスの基準条例と地域密着型介護予防サービスの基準条例の2つについては、厚生労働省で定める基準において、従うべき基準となっている箇所についても、地域の実情にあわせて、従うべき基準の範囲内で異なる内容を定めることが可能です。異なる内容を定める場合には、介護保険の被保険者や学識者などから意見を得なければならないとされています。市川市では、被保険者や学識経験者などから意見を頂く場として、介護保険地域運営委員会を設置しております。今回、基準条例の改正内容として、市独自の内容（従うべき基準とは異なる内容）を設けることは想定していませんが、予防を含めた地域密着型サービスの適正な運営の確保に関することとなりますので、条例の改正内容につきまして、諮問をさせていただきます。

- 条例の改正内容について説明致します。資料1 ページ目、「第2 改正の内容」をご確認下さい。

地域密着型サービスのサービス種別は9つ、地域密着型介護予防サービスの種別は3つと多いため、改正箇所も多くなっています。

予防を含めた全サービスに新たに追加となる内容は9つあり、全て昨今の情勢を反映した内容となっています。

- 「ア 感染症の強化」について
感染症対策の更なる強化としまして、感染症の発生やまん延防止のための委員会の設置、指針の整備、研修や訓練の実施を義務付けます。施行後、3年間は経過措置期間として、義務付けを緩和します。
- 「イ 業務継続に向けた取組の強化」
業務継続に向けた取り組みとして、感染症や災害が発生した場合においても、事業所として必要なサービスを提供できるよう、業務継続計画の策定や、研修の実施を義務付けます。施行後、3年間は経過措置期間として、義務付けを緩和します。
- 「ウ ハラスメント対策の強化」
ハラスメント対策の強化としまして、事業者に対し適切なハラスメント対策求めるもので、雇用機会均等法や指針等に基づく雇用管理上必要な措置を求めるものです。

- 「エ 会議や多職種連携における ICT の活用」
会議等における ICT の活用としまして、感染防止や多職種連携の促進の観点から、事業所内での会議や、ケアマネジャーが開催するサービス担当者会議について、対面のみではなく、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。なお、利用者やその家族が参加するものについては、利用者やその家族からの同意を得た上で実施することとなります。
- 「オ 利用者への説明、同意等に係る見直し」
利用者への説明と同意の手法の見直しとしまして、利用料金などが記載されている重要事項説明書や、各サービスのプランについて、書面での説明と同意だけでなく、電子記録による対応を認めるものとなります。
- 「カ 記録の保存等に係る見直し」
サービス提供に係る記録の保存方法の見直しとしまして、介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、各記録の保存や交付について、紙媒体だけでなく電磁的な対応を認めるものとなります。
- 「キ 運営規程等の掲示に係る見直し」
事業所の掲示物の見直しとしまして、利用者の利便性向上や、介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、事業所内に掲示することが義務付けられている、運営規程等の重要事項について、掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等を事業所内に据え置く方法も認めるものとなります。
- 「ク 高齢者虐待防止の推進」
高齢者虐待防止の推進としまして、利用者の人権の擁護や、虐待の防止の観点から、虐待の発生や再発の防止を検討するための委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務付けます。施行後、3年間は経過措置期間として、義務付けを緩和します。
- 「ケ CHASE、VISIT 情報の収集、活用と PDCA サイクルの推進」
CHASE、VISIT 情報の活用と、PDCA サイクルの推進としまして、CHASE や VISIT を活用した計画の作成や、事業所単位での PDCA サイクルの推進により、ケアの質の向上を図ります。介護保険の利用者に係るデータは複数あり、要介護認定のデータや事業所が利用料を請求する際に国保連合会に提出するレセプト情報をまとめた介護保険データベース。リハビリテーションを提供する事業所からリハビリテーションに関する情報を収集したデータである VISIT。これらのデータでは賄えない、利用者の情報やケアの内容を収集する CHASE があります。この CHASE と VISIT の情報を活用し、各サービスの計画を作成することとなります。

次に、各サービスの主な改正内容について説明致します。各サービスの改正内容については、事業者に対しての規制を強めるものより、緩和をするものが多くなっています。資料2ページ目をご確認下さい。

- 夜間対応型訪問介護
 - ・ 利用者からの連絡を受け対応を判断するオペレーターについて、類似のサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準との整合性を図るため、配置基準を緩和します。
- 地域密着型通所介護
 - ・ 災害を想定した避難訓練について、地域との連携の観点から、地域住民の参加が得られるよう努めることを規定します。
 - ・ 介護職員等の認知症の理解促進や、認知症の方の尊厳保持を実現していく観点から、医療や福祉の資格を有しない職員について、認知症介護基礎研修の受講をさせるよう事業者が必要な措置を講ずることを規定します。施行後、3年間は経過措置期間として、義務付けを緩和します。
- 認知症対応型通所介護
 - ・ 管理者の配置基準の緩和としまして、他サービスである認知症対応型共同生活介護等の設備や人員を使ってサービスを提供する共用型認知症対応型通所介護の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、本体施設である認知症対応型共同生活介護等の職務と、認知症対応型通所介護の介護職等の職務を兼務することを可能とします。
- 小規模多機能型居宅介護
 - ・ 人員配置基準の見直しとしまして、事業所が介護老人福祉施設や介護老人保健施設と併設している場合で、施設に入所している方の処遇や管理上支障がない場合は、小規模多機能型居宅介護の介護職員等の職務と介護老人福祉施設等の介護職員等の職務の兼務を可能とします。
- 認知症対応型共同生活介護
 - ・ 小集団の居住空間であるユニットについて、そのユニット数の弾力化としまして、現在は1ユニット又は2ユニットの設置としているところ、最大3ユニットまで設置することを可能とします。
 - ・ サテライト型事業所の基準の創設としまして、複数事業所間での人材の有効活用や、利用者がより身近な地域でサービスを受けることが可能となるようにする観点から、本体事業所は別の場所に事業所を設置することを認めるものとなります。本体事業所との連携により、管理者を配置しないことや、介護支援専門員の資格を保持しない計画作成担当者の配置を認めます。
 - ・ 利用者のケアプランを作成する計画作成担当者について、人材の有効活用を図る観点から、現在のユニットごとに1名配置する規定から、事業所ごとに1名の配置に緩和します。

● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・ 人員配置基準の見直しとしまして、人材確保や定着の観点から、他の社会福祉施設等との連携を図り、入所者の処遇に支障がないときには、栄養士を配置しないことを可能とします。
- ・ 口腔衛生管理の強化としまして、口腔衛生管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めます。施行後、3年間は経過措置期間として、義務付けを緩和します。
- ・ ケアの質を維持しつつ、人材確保やユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を10人以下から、15人までに拡充します。

地域密着型サービスの運営等基準条例及び地域密着型介護予防サービスの運営等基準条例の改正について（諮問）

第1 改正の趣旨

- 「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準」については、地域主権一括法¹等の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準²等をもとに、市町村が条例で定めることとされている。
- 厚生労働省令で定める基準については、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて改正が行われてきた。
- 今般、令和3年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せて、厚生労働省令で定める基準等について、所要の改正が行われることとなった。
- 厚生労働省令で定める基準等が改正されるに伴い、地域密着型サービスの運営等基準条例³及び地域密着型介護予防サービスの運営等基準条例⁴について所要の改正を行うものである。

第2 改正の内容

1 地域密着型サービスの運営等基準条例

(1) 全サービス

ア 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設ける。

イ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設ける。

ウ ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、雇用機会均等法⁵等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとする。

エ 会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める。*利用者やその家族が参加して実施するものについては、利用者やその家族の同意を得た上で実施することとする。

オ 利用者への説明、同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等へ説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電

磁的記録による対応を原則認めることとする。

カ 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減を図る観点から、諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。

キ 運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

ク 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設ける。

ケ CHASE、VISIT情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進

CHASE、VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

(2) 夜間対応型訪問介護

ア オペレーターの配置基準等の緩和

(ア) オペレーターについて、併設施設等の職員と兼務することを可能とする。

(イ) オペレーターについて、随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務することを可能とする。

(ウ) 他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託することを可能とする。

(エ) 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を集約化することを可能とする。

イ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

(3) 地域密着型通所介護

ア 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

イ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、地域密着型通所介護事業者に、介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設ける。

(4) 認知症対応型通所介護

ア 管理者の配置基準の緩和

共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護の他の職務に従事することを可能とする。

イ 地域と連携した災害への対応の強化

上記（３）アと同様。

ウ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

上記（３）イと同様。

（５）小規模多機能型居宅介護

ア 人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理者上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

イ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

上記（３）イと同様。

（６）認知症対応型共同生活介護

ア 地域の特性に応じた認知症対応型共同生活介護の確保

ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。

（ア）経営の安定化の観点から、ユニット数について、「原則１又は２、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は３」とされているところ、これを「１以上３以下」とする。

（イ）複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員でない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにする。

イ 夜勤職員体制の見直し

１ユニットごとに夜勤１人以上の配置とされている、夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、３ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤２人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

ウ 外部評価に係る運営推進会議の活用

現在、外部評価と運営推進会議の双方で「第三者による評価」が行われているが、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、自らそのサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを公正・公立な立場にある第三者（市や高齢者サポートセンターの職員）が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。

エ 計画作成担当者の配置基準の緩和

人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1人以上の配置から、事業所ごとに1人以上の配置に緩和する。

オ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

上記（3）イと同様。

（7）地域密着型特定施設入居者生活介護

ア 地域と連携した災害への対応の強化

上記（3）アと同様。

イ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

上記（3）イと同様。

（8）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

上記（3）イと同様。

イ 人員配置基準の見直し（その一）

人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しをする。

（ア）他の社会福祉施設等との連携を図ることにより、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。

（イ）サテライト型居住施設において、本体施設が介護老人福祉施設・地域密着型特別介護老人福祉施設入所者生活介護である場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。

ウ 口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設ける。

エ 栄養ケア・マネジメントの充実

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行う。

（ア）現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける。（栄養士又は管理栄養士の配置を求める）

（イ）各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設ける。

オ 個室ユニット型施設の整備、勤務体制の見直し

ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員の定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。

（ア）1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。

（ウ）ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

- (9) 看護小規模多機能型居宅介護
 - ア 認知症介護基礎研修の受講の義務付け
上記(3)イと同様。

2 地域密着型介護予防サービスの運営等基準条例

- (1) 全サービス
上記1(1)と同様。
- (2) 介護予防認知症対応型通所介護
上記1(4)ア、イ、ウと同様。
- (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護
上記1(5)ア、イと同様。
- (4) 介護予防認知症対応型共同生活介護
上記1(6)ア、イ、ウ、エ、オと同様。

第3 根拠条文

- 介護保険法第78条の2第2項、第78条の4第3項及び第115条の14第3項

第4 施行期日等

- 交付日：令和3年3月中旬(予定)
- 施行期日：令和3年4月1日(予定)

資料中、注釈が付く用語は略称を用いています。正式名称は以下のとおりとなります。

- ¹ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号。)
- ² 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。)
- ³ 市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第38号。)
- ⁴ 市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成28年条例第39号。)
- ⁵ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。)

介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について

ケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間：令和2年7月20日～令和2年12月11日

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	〒	連絡先	
	事業者番号	所在地		
1	ゆうケアサービス		2009.10.1	市川第一
	居宅介護支援 1270802620	〒272-0805 千葉県市川市大野町1丁目70番1号		047-703-7430
2	株式会社朝日ケアコンサルタント「テレサ会」		2020. 7. 1	市川東部
	居宅介護支援 1270805599	〒272-0023 千葉県市川市南八幡4-14-15 アール・ワイ・エムビル2F		047-393-6601
3	株式会社朝日ケアコンサルタント「テレサ会」		2020. 7. 1	市川第二
	居宅介護支援 1270805599	〒272-0023 千葉県市川市南八幡4-14-15 アール・ワイ・エムビル2F		047-393-6601
4	ナショナルケアセンター		2006.6.1	市川第二
	居宅介護支援 2770302269	〒572-0032 大阪府寝屋川市北大利町4-6川口ビル		072-830-3027
5	株式会社朝日ケアコンサルタント「テレサ会」		2020. 7. 1	八幡
	居宅介護支援 1270805599	〒272-0023 千葉県市川市南八幡4-14-15 アール・ワイ・エムビル2F		047-393-6601
6	株式会社朝日ケアコンサルタント「テレサ会」		2020. 7. 1	信篤・二俣
	居宅介護支援 1270805599	〒272-0023 千葉県市川市南八幡4-14-15 アール・ワイ・エムビル2F		047-393-6601
7	ニチイケアセンター国府台		2004.5.1	曾谷
	居宅介護支援 1270801176	〒272-0827 千葉県市川市国府台4-1-24KMビル1F		047-374-7126
8	ゆうケアサービス		2009.10.1	曾谷
	居宅介護支援 1270802620	〒272-0805 千葉県市川市大野町1丁目70番1号		047-703-7430
9	アースサポート西船橋		2004.12.1	市川東部
	居宅介護支援 1270902750	〒273-0031 千葉県船橋市西船5-18-19		047-336-8311
10	しらぎく園居宅介護支援事業所		2000.3.1	八幡
	居宅介護支援 1270800384	〒272-0833 千葉県市川市東国分1-21-22		047-371-4943
11	シルバン介護センター・東の森		2001.10.19	真間
	居宅介護支援 1270803016	〒273-0822 千葉県市川市真間2-9-5		047-700-5867
12	ニチイケアセンター北国分		2000.8.1	市川第二
	居宅介護支援 1270800533	〒272-0837 千葉県市川市堀之内4-10-25		047-375-7133

介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について

ケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間：令和2年7月20日～令和2年12月11日

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	〒	連絡先	
	事業者番号	所在地		
13	ベネッセ介護センター本八幡		2016.9.1	南行徳第二
	居宅介護支援 1270804881	〒272-0023 千葉県市川市南八幡4-8-9ニューグリーンビル501号		047-300-8521
14	ニチイケアセンター北国分		2000.8.1	大柏
	居宅介護支援 1270800533	〒272-0837 千葉県市川市堀之内4-10-25		047-375-7133
15	ニチイケアセンター北国分		2000.8.1	国府台
	居宅介護支援 1270800533	〒272-0837 千葉県市川市堀之内4-10-25		047-375-7133
16	ニチイケアセンター北国分		2000.8.1	八幡
	居宅介護支援 1270800533	〒272-0837 千葉県市川市堀之内4-10-25		047-375-7133
17	ニチイケアセンター北国分		2000.8.1	市川東部
	居宅介護支援 1270800533	〒272-0837 千葉県市川市堀之内4-10-25		047-375-7133
18	ニチイケアセンター北国分		2000.8.1	市川第一
	居宅介護支援 1270800533	〒272-0837 千葉県市川市堀之内4-10-25		047-375-7133
19	ニチイケアセンター北国分		2000.8.1	真間
	居宅介護支援 1270800533	〒272-0837 千葉県市川市堀之内4-10-25		047-375-7133
20	ニチイケアセンター北国分		2000.8.1	菅野・須和田
	居宅介護支援 1270800533	〒272-0837 千葉県市川市堀之内4-10-25		047-375-7133
21	SOMPOケア地域サービスセンター市川八幡居宅介護支援		2018.7.1	信篤・二俣
	居宅介護支援 1270805276	〒272-0021 千葉県市川市八幡2-3-18		047-332-8207
22	ニチイケアセンター北国分		2000.8.1	曾谷
	居宅介護支援 1270800533	〒272-0837 千葉県市川市堀之内4-10-25		047-375-7133
23	まいむケアサポート		2004.3.1	国分
	居宅介護支援 1270902313	〒273-0035 千葉県船橋市本中山1-7-10キョウエイビル3F		047-333-4000
24	介護老人保健施設ハートケア市川		2000.10.26	菅野・須和田
	居宅介護支援 1252780039	〒272-0803 千葉県市川市奉免町59番2		047-303-8222

介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について

ケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間：令和2年7月20日～令和2年12月11日

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	〒	連絡先	
	事業者番号	所在地		
25	居宅介護支援事業所 ホームケア本八幡		2016.7.1	大柏
	居宅介護支援 1270804832	〒272-0023 千葉県市川市南八幡3-5-15並木ビル401		047-320-3710
26	ケアプランセンター北方邸		2018.12.1	行徳
	居宅介護支援 1270805300	〒272-0811 千葉県市川市北方町4-2019-31		047-338-0772
27	ケアプランセンターフォレスト行徳		2013.8.1	行徳
	居宅介護支援 1270803909	〒272-0133 千葉県市川市行徳駅前2-25-15 2階		047-318-2859
28	国府台ケアセンター		2002.8.1	菅野・須和田
	居宅介護支援 1270800798	〒272-0827 千葉県市川市国府台5-25-4		047-382-6588
29	居宅介護支援事業所 ホームケア本八幡		2016.7.1	市川第二
	居宅介護支援 1270804832	〒272-0023 千葉県市川市南八幡3-5-15並木ビル401		047-320-3710
30	居宅介護支援事業所 ホームケア本八幡		2016.7.1	曾谷
	居宅介護支援 1270804832	〒272-0023 千葉県市川市南八幡3-5-15並木ビル401		047-320-3710
31	つばさ住宅 居宅介護支援センター		2019.4.1	信篤・二俣
	居宅介護支援 1270908906	〒274-0821 千葉県船橋市七林町436-339		047-404-9625
32	居宅介護支援事業所 ホームケア本八幡		2016.7.1	国分
	居宅介護支援 1270804832	〒272-0023 千葉県市川市南八幡3-5-15並木ビル401		047-320-3710
33	ベネッセ介護センター本八幡		2016.9.1	南行徳第一
	居宅介護支援 1270804881	〒272-0023 千葉県市川市南八幡4-8-9ニューグリーンビル501号		047-300-8521
34	生活介護ステーションエル指定居宅介護支援事業所		2018.4.1	菅野・須和田
	居宅介護支援 1270805201	〒272-0827 千葉県市川市国府台3-2-16		047-318-5604
35	しらぎく園居宅介護支援事業所		2000.3.1	菅野・須和田
	居宅介護支援 1270800384	〒272-0833 千葉県市川市東国分1-21-22		047-371-4943
36	ひまわり		2017.1.1	市川第一
	居宅介護支援 1270804956	〒272-0021 千葉県市川市八幡2-8-19第三山本ビル1階		047-704-9500
37	シルバン介護センター		2001.12.1	大柏
	居宅介護支援 1270800665	〒272-0826 千葉県市川市真間2-9-5		047-325-8385